

沿岸広域振興局長告示第26号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成28年3月8日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
上閉伊郡大槌町上町地内、本町地内、大町地内及び末広町地内 3・4・4古廟安渡線	1,008.00	16.00～17.00	平成28年2月17日
上閉伊郡大槌町本町地内 3・5・1大槌駅前線	108.00	15.00	〃
上閉伊郡大槌町上町地内、本町地内、大町地内、末広町地内、新 町地内及び須賀町地内 区12-1から区12-6まで	952.00	12.00	〃
上閉伊郡大槌町本町地内 区10-1	21.00	10.10	〃
上閉伊郡大槌町末広町地内及び新町地内 区9.5-1	62.00	9.50	〃
上閉伊郡大槌町末広町地内 区8.5-1	183.00	8.50	〃
上閉伊郡大槌町末広町地内 区8-1及び区8-2	239.00	8.00	〃
上閉伊郡大槌町上町地内 区7-1	144.00	7.00	〃
上閉伊郡大槌町上町地内、本町地内、大町地内、末広町地内、新 町地内、大槌第17地割地内及び小槌第32地割地内 区6-1から 区6-8まで、区6-10から区6-17まで、区6-20から区6- 28まで、区6-30、区6-31及び区6-34から区6-45まで	4,824.00	6.00	〃
上閉伊郡大槌町上町地内及び末広町地内 区4-3から区4-5 まで	58.00	4.00	〃
上閉伊郡大槌町上町地内、本町地内、大町地内、末広町地内及び 新町地内 歩4-2、歩4-4及び歩4-5、歩4-7、歩4- 9、歩4-11及び歩4-12、歩4-14及び歩4-15並びに歩4- 17から歩4-24まで	693.00	4.00	〃

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部及び大槌町役場に備えておいて縦覧に供する。